

広情個審第50号
令和7年8月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年9月25日付け広安維第245号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第107号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年9月25日付け広安維第245号の諮問事案（諮問第107号事案）

令和6年5月30日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月13日付け広島市指令安維第8号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同月18日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件部分開示決定は、本人の知る権利を当然に行使しているものであるから、憲法第21条の規定に違反しており、違法である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る対象公文書は人事管理に係る事務に関する情報であり、人事異動や昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第78条第1項第7号への規定に基づき不開示情報とされるべきものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第7号の規定について

法第78条第1項は「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報

報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定め、同項第7号は、不開示情報として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ～ホ （略）

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト （略）

(2) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示情報について

当審査会が見分するに、本件開示請求に係る対象公文書は、「人事異動内申書（令和2年度分から令和5年度分まで）（以下「公文書1」という。）」及び「ヒアリングシート（令和4年度分から令和5年度分まで）（以下「公文書2」という。）」である。

また、公文書1について実施機関が開示しないこととした情報は、項目名（ただし、「職位」、「所属・職名」、「職員番号」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「職種」、「区分」、「勤続」、「在局」、「在職」、「在課」及び「在級」を除く。）及びその項目の内容であり、公文書2について実施機関が開示しないこととした情報は、所属、職名及び氏名を除く全ての内容である。

以下、不開示部分の不開示事由該当性について、検討する。

(3) 法第78条第1項第7号の該当性について

当審査会が見分したところ、公文書1及び公文書2の不開示部分は、人事管理に係る事務に密接に関する情報であると認められ、当該情報を公にすると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、公文書1及び公文書2の不開示部分を法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 9 . 2 5	広安維第 2 4 5 号の諮問を受理（諮問第 1 0 7 号で受理）
R 7 . 6 . 2 5 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 . 7 . 1 8 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 . 8 . 2 2 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
伊 藤 誠 治	株式会社中国放送報道制作局長
栗 原 理 (部会長)	広島消費者協会理事・顧問
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授